

令和2年度 相談員研修行政説明資料

北海道障がい者条例の取組及び 障がい者に関連する法律の概要等について

北海道留萌振興局保健環境部社会福祉課

0

テーマ

- 1 北海道障がい者条例の取組
- 2 相談員の種類と役割
- 3 障害者虐待防止法の概要

1

1 北海道障がい者条例の取組

2

名称 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
(略称 北海道障がい者条例)

公布日 平成21年 3月31日
施行日 平成21年 3月31日(第1、2、9章)
平成21年10月 1日(第3章)
平成22年 4月 1日(第4~8章 全面施行)
※ 平成24年3月30日、平成25年4月1日、
平成28年4月1日 一部改正

条例の目的(北海道障がい者条例 第1条)

この条例は、障がい者及び障がい児の**権利を擁護する**とともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない**暮らしやすい地域づくりを推進する**ため、(略) もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

3

◆ 条例に基づく施策の実施に当たっての基本的考え方

「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に配慮しながら、条例に基づく施策の推進を図ります。

- I 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- II 地域の課題解決力を高め、障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- III 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- IV 条例に基づく施策の実施状況等を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。

1 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます。

- 地域づくりガイドラインの作成
- 地域づくりコーディネーターの配置



2 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します。

- 北海道障がい者就労支援推進委員会の設置
- 就労支援推進計画の作成
- 障がい者就労支援企業認証制度
- 指定法人制度



3 障がい者の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます。

- 虐待、差別及び不利益扱いの禁止
- 立入調査・改善指導・勧告等の重大な権利侵害に対する強制措置



- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の設置
- 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の設置

4

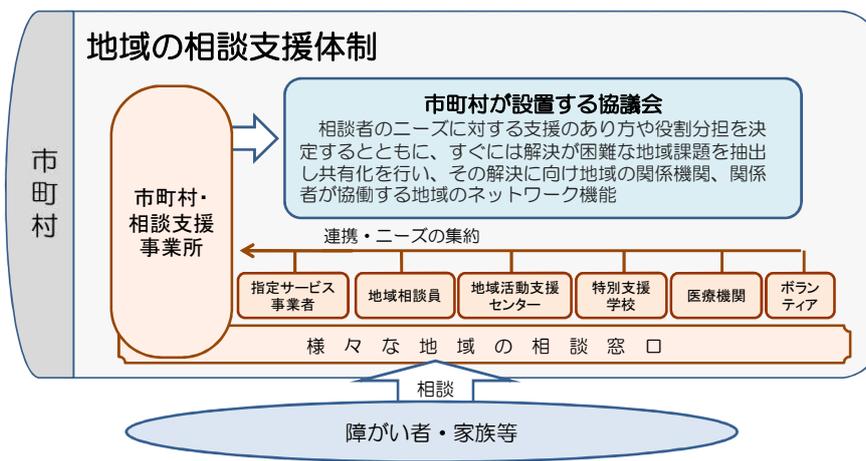
条例の3つの柱

i 地域づくりの推進

5

暮らしやすい「地域づくり」を、どう進めるのですか？

市町村が進める地域の相談支援体制づくりなどを支援します。



障がい者が暮らしやすい地域づくりに向けた取組

■ 条例に基づく道の取組

- 市町村レベルで求められる障がい者支援機能に関する基本的指針として「地域づくりガイドライン」を策定。

[ガイドライン事項 条例第23条] 相談支援体制の確保、市町村の協議会の設置・運営、地域資源等の把握、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、など

- 市町村が進める地域の相談支援体制づくりを支援する「地域づくりコーディネーター」を21障がい保健福祉圏域に配置。

〔めざす姿〕

障がい者が安心して暮らすことができる地域の相談支援体制づくり

- 日常生活の中での困りごとから発生するニーズをしっかりと受け止める相談窓口
- 地域の様々な支援を行っている事業者や関係者が連携し、ニーズに添った必要な支援につなぐネットワーク（市町村が設置する協議会）

条例の3つの柱

ii 障がい者に対する就労の支援

8

就労支援は、どう進めるのですか？

地域で働くことに挑戦しようとする障がい者と
その障がい者を支えようとする企業等を応援する施策を推進します。

- 障がいのある方が地域で生き生きと暮らすためには、就労の確保が重要であり、北海道障がい者条例では、次のような取組みを進めます。
- 1 企業を含め、幅広い関係者が参画し、障がいのある方の就労支援の施策を検討する「北海道障がい者就労支援推進委員会」を設置します。
- 2 地域で働くことに挑戦しようとする障がい者とその障がい者を支えようとする企業等を応援するため、障がい者の就労全般を包括的に支援する就労支援推進計画（北海道働く障がい者応援プラン）を策定します。
- 3 障がい者の就労を支援する企業を「認証」する制度により、就労支援の輪を広げていきます。
- 4 民間のノウハウを活用し、一元的に就労支援施策を推進する体制の核となる指定法人（トータルサポートセンター）を設置します。

9

■ 計画推進のための具体的方策

I 道民、企業、行政等の応援体制づくり ～ 理解の促進

- ・障がい者の就労に関する道民や企業への情報提供
- ・企業と連携した就労支援の取組促進 ～ 障がい者就労支援企業認証制度、アクション登録制度
- ・民間ノウハウを活用した就労支援推進体制の確立 ～ 指定法人制度の導入

II 福祉的就労の底上げ ～ 工賃の向上

- ・収益向上: 経営コンサルタントの派遣、原材料の共同購入などの事業所間の連携推進
- ・販路拡大: 企業等からの仕事の受注や分配を行う「共同受注システム」を活用したマッチング事業の実施、専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」によるマッチング、「地域スタッフ」による営業活動

III 一般就労の推進 ～ 一般就労への移行促進

- ・障がい者就業・生活支援センターを中心とした地域のネットワークの充実
- ・関係機関の連携による一般就労に向けた包括的な支援

IV 多様な就労の場の確保 ～ 働く選択肢の拡大

- ・地域特性等を活かした就労機会の確保
- ・企業から請け負う作業を当該企業内で行う施設外就労等の推進

10

条例の3つの柱

iii 権利擁護

11

虐待や差別などの暮らしづらさに対し、どのように取り組んでいくのですか？

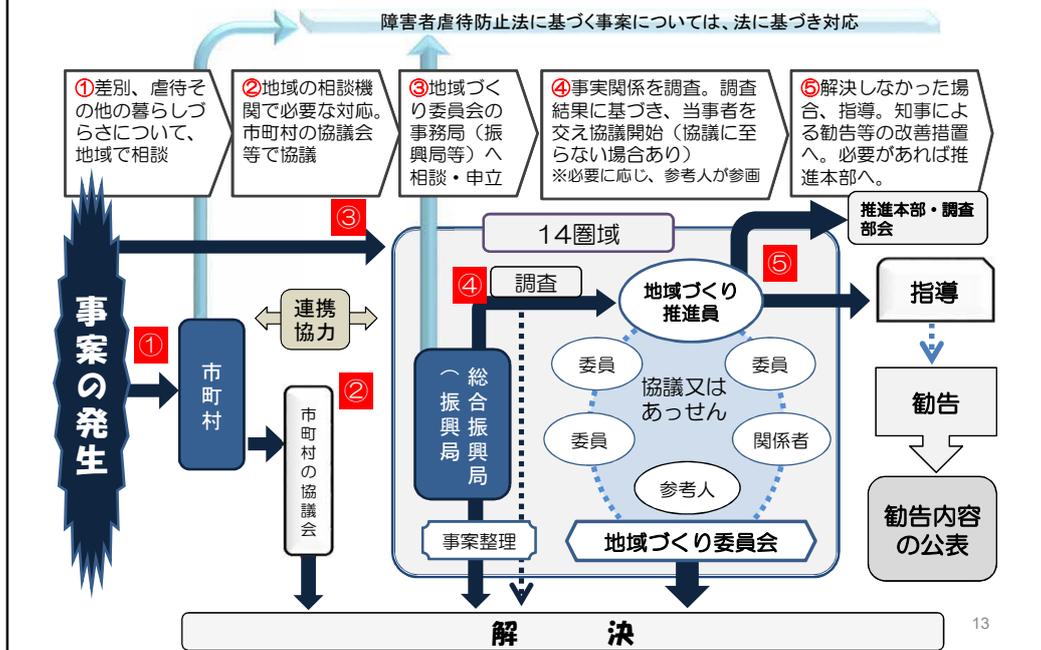
地域づくり委員会が虐待や差別、地域の暮らしづらさなどについて、中立公平な立場から関係者との話し合いにより課題の解決をめざします。

■ 地域づくり委員会の構成等

- 1 地域づくり委員会の委員は、障がい者、地域住民、学識経験者、行政機関の職員のうちから、10名以内の委員を知事が委嘱します。
- 2 地域づくり推進員は、条例第46条の規定に基づき地域づくり委員会を主宰（第46条）し、調査（第47条）、指導や知事に改善勧告を行うよう求める（第48条）といった役割を担い、知事が任命します。
- 3 地域づくり委員会は、地域づくり推進員と地域づくり推進員が指名した3名以上の委員により、事案ごとに組織されます。
ただし、虐待や重大な権利侵害などに該当する事案では、地域づくり推進員は、5名以上の委員を指名し、地域づくり委員会を開催しなければなりません。

12

差別・虐待などの事案への対応の流れ



市町村と地域づくり委員会の連携・協力

【地域課題等（特定事案以外の事案）】

- 地域課題の把握
- 地域づくり委員会への参考人としての参加
- 地域づくり委員会での協議を踏まえた対応

地域課題の把握に当たっては、次の点も踏まえ、市町村と十分な連携・協力することが重要。

- ・ 条例第2章各条に掲げる施策
- ・ 条例タウンミーティングにおいて集約された意見
- ・ 障がい福祉計画、等

【特定事案】

- 虐待等を受けている障がい者の迅速な保護
- 地域づくり委員会への参考人としての参加
- 地域づくり委員会での協議又はあっせん後の障がい者に対するフォローアップ

14

地域づくり委員会で協議された 地域課題の例

- ◆ 障がい者が暮らしやすい地域における支援体制づくりについて
- ◆ 自立支援協議会の活性化について
- ◆ 災害時において障がい者が抱える困難
- ◆ 障害者差別解消法について
- ◆ 障がいのある方と地域住民の相互理解
- ◆ 障がい者の地域への社会参加について
- ◆ 権利擁護の推進について
- ◆ 障がい者への理解促進について
- ◆ 就労支援体制について
- ◆ 相談支援体制の充実・強化について

15

これまでの地域づくり委員会への 申し立て・相談事例

- 学校で、障がいを理由に部活動への参加を制限されている。
- 電動車いすでのバス利用で、乗車拒否を受けた。
- 手話通訳者を介して、電話での契約プランの解約ができなかった。
- 視覚障がいのため、乗合バスの乗車口付近で車外放送が流れず、乗りたいバスかわからない。
- 精神障がい者は、公共交通機関の割引が行われていない。
- 空港の保安検査場で筆談にに応じてほしい。機内放送の情報を失聴者に周知できるようにしてほしい。

16

2 相談員の種類と役割

17

身体・知的障害者相談員の業務等

1 業務

- (1) 障がい者の地域活動の中核となり、その活動を推進
- (2) ピアカウンセリング(相談に応じ必要な援助を行う)
- (3) 関係機関との連携、その業務に協力

2 相談員に寄せる信頼

- (1) 人当たりがよく、親しみやすい
- (2) 話をよく聞いてくれる
- (3) 口が固く、秘密が漏れない
- (4) 幅広い人とのかかわりがあり信頼できる

18

地域相談員の位置づけと役割

地域相談員とは

北海道障がい者条例施行規則第15条に基づき、地域の障がい者やその家族、又は関係者などからの日常生活での困りごと等についての相談に応じます。

地域相談員の主な業務

主に障がい者、その家族又は関係者などからの、

- ① 障がい者の虐待や差別・不利益な扱いに関する相談
 - ② 地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談
- に応じ、必要な助言や関係機関に情報提供を行います。

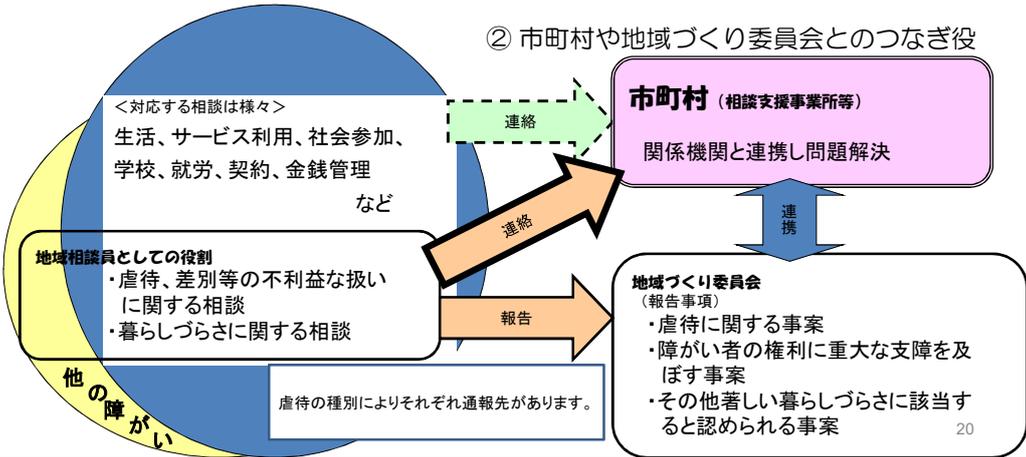
なお、虐待に関する事案（障害者虐待防止法で通報先が定められている場合はその機関に通報が必要）、障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案及びその他障がい者に著しい暮らしづらさがあると認められる事案については、地域づくり委員会に報告することとなります。

19

地域相談員としての役割

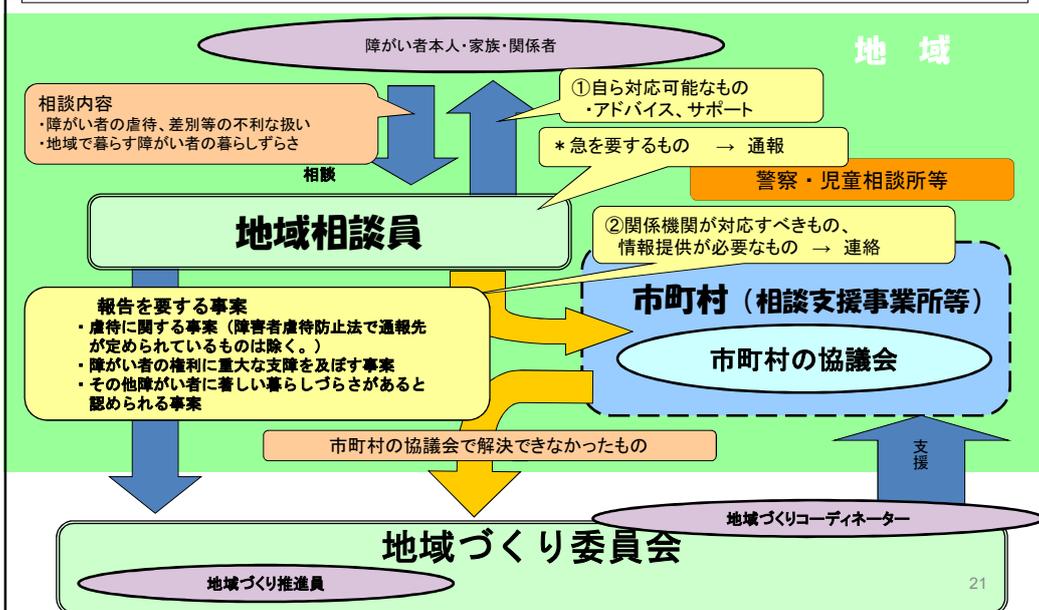
地域相談員の役割としては、障がいのある方や家族などからの相談を受けるという基本的なところは、身体障害者・知的障害者相談員と同じですが、障がいの種別を越えて、暮らしづらさに関する事案などに意識的・重点的に関わり、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

① 障がいのある方々のより身近なところでの相談窓口としての役割



地域相談員の相談業務

役割：障がいのある方々や家族等と地域の支援機関をつなぐ



- 地域相談員の日常的な連絡（連携）先は
 - ・ 地元の市町村（障がい福祉担当）
 - ・ 地域づくり委員会事務局（各総合振興局（振興局））

※ 暮らしづらさなどの相談は、地域の支援機関につながることで解決に向けた取り組みが始まります。
 まずは市町村との連絡を密にしましょう。
- その他の地域相談員の協力（連携）者は
 - ・ 地域づくりコーディネーター

※ 地域の課題解決に支援してくれるコーディネーターは、相談の窓口となる皆さんの協力者です。
- 地域相談員に求められる事務
 - ・ 相談業務の記録
 - ・ 地域相談員活動報告（翌年度4月末日まで 市町村長へ提出）

22

地域相談員の業務に当たって

1 お住まいの市町村との緊密な連携

- (1) 虐待（虐待を発見した場合は市町村に通報してください。）、権利に重大な支障を及ぼす、著しい暮らしづらさがあると認められる事案については、地域づくり委員会に報告することとなっていますが、初めから委員会に報告する事案かどうかの判断が付きかねると思われしますので、まずは、お住まいの市町村の相談支援担当部署に連絡を取り、事案の扱いの調整を行うなどの連携を図るようお願いします。
 状況に応じて地域づくり委員会事務局（総合振興局社会福祉課）へ照会を行い、その上で協議することとしてください。
- (2) 市町村においては、地域の相談支援業務を担っていることから、地域相談員から連絡があれば、地域で解決できる事案かどうかも含めて適切な対応をするとともに、住民に対する相談員の周知を行っていただきたい。

2 相談員の守秘義務

設置要綱にもありますが、業務上知り得た個人情報や秘密は関係者以外には漏らすことのないようお願いしたい。また、退任後も同様に漏らすことのないように特に留意願います。

23

3 障害者虐待防止法の概要

24

障害者権利条約の批准

- ・平成18年12月 国連が「障害者権利条約」を採択(平成20年5月発効)
- ・平成19年 9月 日本が「障害者権利条約」に署名
- ・平成21年 3月 「北海道障がい者条例」公布(平成22年4月全面施行)
- ・平成23年 6月 **障害者虐待防止法の成立(平成24年10月施行)**
 - 7月 障害者基本法の改正
- ・平成25年 6月 **障害者差別解消法の成立(平成28年4月施行)**
 - 障害者雇用促進法の改正
- ・平成26年 1月 **障害者権利条約の批准**

25

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ① 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ② 放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③ 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④ 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤ 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

令和元年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料より引用

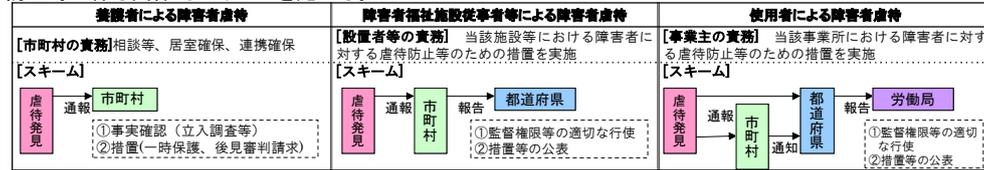
26

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口にさせる ・やけど・打撲させる・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性行・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

令和元年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料より引用

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

令和元年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料より引用

28

通報義務の開始

「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、
速やかに通報しなければならない。」

●ご家族などの場合

- ・施設から帰ってきたらアザができていた・・・
- ・知り合いの家族が、障害のある家族を・・・

●障害者福祉施設・事業所の場合

- ・家から施設に来たらアザができていた・・・
- ・ホームヘルパーで訪問しているお家で家族が・・・
- ・モニタリングで行った施設で虐待を受けているのを感じた・・・
- ・大学等の実習生が、施設で虐待を発見した・・・

29

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 **障害者福祉施設**、学校、**医療機関**、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他**障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと**思われる障害者**を発見した者は、速やかに、これを市町村に**通報しなければならない。**

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による**通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。**

令和元年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料より引用

「養護者」とは

- ・「障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

「障害福祉施設従事者等」とは

法律上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 (厚生労働省令で定める事業) ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

* 障害児入所施設については、通報義務も含め児童福祉法で規定。

「使用者」とは

- ・障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者。

31

市町村の役割と責務

市町村障害者虐待防止センター

- ① 養護者
・障害者福祉施設従事者等
・使用者による障害者虐待
- ② 養護者による障害者虐待の防止
養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

通報・届出の受理

- ・休日や夜間の連絡体制
- ・業務の全部又は一部の委託可
※市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保する必要
- ・住民や関係機関への周知
※市町村障害者虐待防止センターの電話番号等
※休日・夜間対応窓口

養護者による障害者虐待について

- ・関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・通報又は届出に対する速やかな安全確認、事実確認、対応の協議
- ・立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ・養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置
- ・虐待を受けた障害者を保護するための措置と、そのための居室の確保
- ・保護した障害者の養護者の面会の制限
- ・成年後見制度開始の審判請求

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告
- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

使用者による障害者虐待について

- ・通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知

32

都道府県の役割と責務

都道府県障害者権利擁護センター

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

- ・休日や夜間における連絡体制の確保
- ・業務(②を除く)の全部又は一部を委託することができる。
- ・住民や関係機関に周知
- ・使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局の周知
- ・休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ・社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の措置等の公表

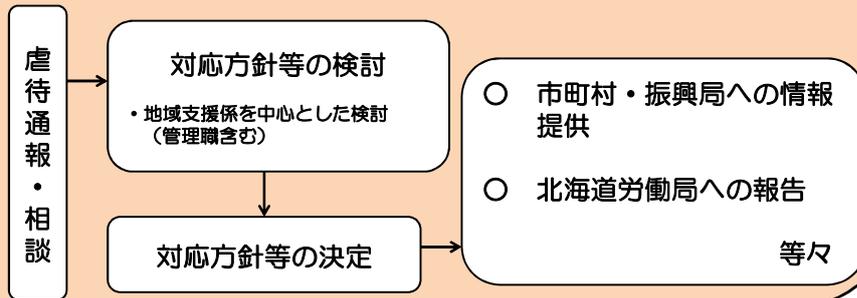
使用者による障害者虐待について

- ・使用者による障害者虐待の都道府県労働局への報告

33

参考：【北海道障がい者権利擁護センター】

- 電話相談（電話番号：011-231-8617）
- 専門相談
 - ・ 法律相談（面談及び電話相談（予約制））
 - ・ 医療相談（電話相談（予約制））
- 虐待防止のための普及啓発
 - ・ パンフレット等の作成
 - ・ 研修会の開催
- 虐待事例の情報収集、分析 等々



34